

燕石  
十種  
瀨田問答

初輯

九

イ管 4 冊  
679  
8



瀬田問答

目次

- 一 新武藏
- 一 伊子寺の繪馬
- 一 徳泉寺の茶室の墓
- 一 山猫
- 一 白山寺般白銀の故事
- 一 久末平内
- 一 高割の辻番
- 一 本所 石敷割
- 一 公人廟夕人
- 一 伊達騷動
- 一 由井白雲
- 一 常盤橋を首の橋と云
- 一 川村瑞軒の事
- 一 市門の事
- 一 藁舟上下の始
- 一 耳水止水の始
- 一 浮石殿
- 一 元且日蝕
- 一 四谷野 屋敷
- 一 神田小堀坊
- 一 伊賀の上野殿寺
- 一 新井白石



- 一 柳澤氏
- 一 遊女高尾
- 一 青木文藏
- 一 水原種彦
- 一 飛騨山碑
- 一 天一坊

- 一 牛込市徒所
- 一 山鹿五右衛門
- 一 軍談講釈の始
- 一 歌学者北村季吟
- 一 本多康之助一伴
- 一 吟海平花

瀬田問答



一 西国様より東の方本を下徳を首飾郡形を元祿に豊  
 富郡に被改て武蔵の属せしと云元祿の何年これり  
 答云所色の書前にも元祿の初に斗部にて懐永年月に  
 されぬ此事昔愛の百姓に河船をて申すを武蔵に言出  
 りしは郡代何事や水の回能あるに懐永可也と云事今  
 扱ひたるも事なれば打正中の但正右衛門の豊島郡に被改  
 りしは初めは夫お造三郎中川を堤守とて 巴王三郎中川にヤラス利  
 根川より店內に言事  
 申す事ありし 西の方則本を武蔵の首飾郡に置入る事と  
 下徳の首飾郡にせし事とて武蔵の下徳にも當時葛  
 飾郡は何れを其故歟

大田尊問  
 瀬田真雄 答

曹后葉本所中の仁林諸君和南別別荘の庭に建つ碑を其父が  
曰く萬葉集十四下徳玉歌云

名保栲皇能可豆思加和世平尔倍治也名曾能可  
葉之岐平加尔多氏来也母

高節郡本下徳也名享三年丙寅春閏三月朔利根  
川西属武家云王明二年壬寅冬十月林居士諸君於  
陸奥五牡鹿郡石建之

一常盤橋を申す方橋と云ふ一故取古橋の存し何れ也言行の比  
り常盤橋を存すれり一少や林希翁の湖卷行託の明曆  
二年丙申四月上系の記形に常盤橋の名を以て細石皇  
時より云々来りて云々何れに餘程之一き事也や  
若大蘇公の所代三保の初古橋を常盤橋と稱すに  
申すは是も年月憶ふを知らず申すは持の實承十

三年の仁林諸君の方橋を明曆三年の徳田の常盤  
橋と何れを三保の改免られ一幸三保あらん但三保四  
年改免の武鑑の仁林米十石の常盤橋の内也記  
り名に三保と記の内改免られり也

一徳田寺の徳馬を云々申すは是も古名に依り古名眼  
也申すは是も

若古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
遠く古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて  
是も古名眼と云ふ事ありて是も古名に依り古名眼と云ふ事ありて

一河村瑞新川この水を治る事人皆知る事也何事比家



一席の古門の櫓焼去處也来せむを何比の古事と云ふ  
善喜保十六次年四月十九日自西小土風少々年下刻自自卷云  
自吉五多度少く出火右迄色少強閑古川所改代所志律  
也杉平多節酒井權時守中自為の色能多寺々牛止馬  
所中若多色山依所法統所富元馬備色色取上下所法徳  
通焼天同刻色統所之自格所之自外能表物久出火伊庭何十  
市之古中た系東屋長色直焼云云と云云東類く物々巨勢  
古和守定より統所之自法徳端迄焼法若隠所守北の云云と  
強方南側統所之自之自法徳端中法を云云色法徳端云云不  
強井伊掃了以杉平安養寺守全能多寺多屋の云云と云云焼  
席のの度法徳中も焼去内中の去居云云悉く焼去内法藤能  
坐守也少強但根用云云と云云杉中或平強方根田所敷分根田  
之内比自答少の分法成橋所の甘之字田川所出火先の海云云

焼後但坐忘下中少強坐忘の社云云南の方の強方昔者云々  
勝色消る

右出火の席所の焼去後所再建云云之  
尊后按少和云云此法のの木切能云云之云 右徳公所  
尋多之此法の之西の持退の門之首室換の門形ノ攝を  
何のや形多々や此尋多々れを青山小法世の法云云攝梁の  
隠居之之を中と云云杉木様法云云と云云後身の有者毎年八  
拾五にて再建云云此中事の節餘の法云云後身  
所用云云

一江戸の神社の地ふ山猫とて古事云云相傳形々始ふ  
河比和りり少初免の云云子少と杉舟共お下と牛止杉新  
寺色の方の難く事起り少の寺社傳内少と猫の云云を歌  
の云云元々の初りの實保云云と云云

一葉舟上下並ぶをのりたる肩をを着し何比の動ま  
れり如享保の比より形や申候へり宣張ふり

豊月上下の始敷年記の形を憶形を夜をたて 元正殿の所  
代りや被成り享保の比や申候し古きをく形を事の中を之處  
時能肩を形や申候し古きをく形を事の中を之處  
公の代享保の初被作出用がりの由や

一白山の殿白銀の殿の始終いりし由

若く白山の殿地を 大敵公の代松平 在馬の殿 常憲公の

所下屋敷より被進の事

歳五公の代松平を被進たるより實文元五年三月元正自  
形より自飛の形見へり所下屋敷の始敷年記の形より  
成り形より自銀の殿に在馬松平在馬の殿 隆陽殿孫  
所りを多し被成り之は是又在馬の殿の嫡男 文昭公より

此在徳の後には豊岡の形より形

一玉川より出馬たるを 大敵公の比より申候へり年月記の  
形の事

若く自飛より承徳四年の条より所下屋敷の形より清冷の形より是  
武蔵の形より北より所下屋敷の形より引渡りし諸氏の田を  
領させ申候命より山を山明り岩をくわり若く田畑を費  
し多し年月記を信て今申候所下屋敷の形より所下屋敷の  
形より是玉川より出馬の如し候れり 大敵公の代松平の  
形より見へり

豊月接 享保七年八月十九日所下

仙川より中身心切り筆より自今より止り其  
候向より可被申候 承平月より所下屋敷の形より  
可被成り其意







きりてお考へしゆ貞享元祿の比りて遊そりて楚にお見元中

一 公人經多人の何を勤仕の事ありけり

是公人經多人の由自自支離して當時を後同意のりて是友  
の此氣向の由上座の席形を法供に依り自法系内の席法系席  
之由中用難難其由用筒調の筒を持後月之已る日先  
法社系の席し法供の由言法系宿法系席の席彼法筒を  
持の松葉宿の由も是も古に申年法社系の席ハあり申  
りやう及系此の由後多ありて之の由のより乃其由

一 神田川何比出まらり

是神田川堀切の由付のりて庚子年二月十日松平陸  
奥守綱宗の由付自空年三月四日御所にて三ヶ年掛  
出ま中の此由用是中綱宗に事申す三ヶ年分三代目と度  
多の由のりて和泉橋より船入堀切の由後御付

代に御付付の

和泉池たう通

万治三年七月十日

半込りて和泉橋より船入堀切の由後御付

松平陸奥守

今年七月十日

通塞御付付堀切の由可和親と

全

今日

上使大田攝津守を以関門に御付

全

今年八月十日

陽に御付付於又関門可親と

全

今日

中智を以て御付付自堀切の由

全

一 伊達騷に能の定後いつ

答に後御付り申す

一 伊達上野の敵の定後いつ廿日新水の殺法新輪と申

後者の由りて事ありて御付付り申す

答に後御付り申す



五百石 尾人村程左馬の 三百石 奥村左馬の  
 三百石 奥村左馬の 銀百枚 田代左馬の  
 米三百石 古くは為四年 在りて是 奥村左馬の

右に述べてある如く

一 白石先生が井原藩に召立られたのは、元禄六年己丑七月  
 若狭高田藩に召立られたのは、元禄六年己丑七月  
 六百二百石の加恩都令五百石の地方に被下す徳享元年十月  
 百石餘又多少は用裁はるが、白石先生は、元禄六年十月  
 十六日五百石の加恩都令の召立られたのは、元禄六年  
 の比方より少く召立られたのは、元禄六年十月  
 間、見申上り召立られたのは、元禄六年十月  
 徳享年中より召立られたのは、元禄六年十月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

元禄六年己丑七月

場之十四年己未年十月七日所稱号所字持領改於年差慶  
寺吉保字十五午年三月九日所下在河内保室永元申午  
十月七日五下在河内保室

昇進河内少尉右衛門尉 昇進河内少尉右衛門尉 包くは説書  
孫形也中少尉元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
意不入被中少尉元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
申の書簡由田保言殿所形也此は天啓所下也此は自然中尉  
世所元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
と此は天啓所下也此は自然中尉  
つとくも之を以て角の如く 意不入被中少尉元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
故に中尉も之を以て角の如く 意不入被中少尉元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
曹持武家諸録云初信出羽守保明貞享三十月任叙氏名  
兼石知也又武家補記類聚云中尉同下也此は天啓所下也此は自然中尉

武州川越 領九万二千石 刑中尉の安忠嫡男奉仕部林獨吉公法也此は天啓所下也此は自然中尉  
從前河内丸ノ入所也後之を以て角の如く 意不入被中少尉元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
叙爵元禄元年九月十日所下也此は天啓所下也此は自然中尉  
今三年三月有加儀也十月十日叙四品也七年四月九日  
七月叙右大臣也川越御所也此は天啓所下也此は自然中尉  
乙元左の將

一平上河内所元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
善牛上河内所元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
今年より明暦火災の神牛止當所の下也此は天啓所下也此は自然中尉  
是屬信形也元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
彼河内所元正也此は天啓所下也此は自然中尉  
委之河内所元正也此は天啓所下也此は自然中尉



右是門首爰自今編集之書物其有古者之書物者  
出度之差上之自今之在之節中用可求其信  
之拾人抄持之之信箇中其支破中自以者於燒下  
万印之何種者為其作度之

尊按教書命を蒙りてまのまのしを種々事をして家牒に其書  
花鑑に載りて年同くこれ今傳世をたふし附入也

青木敷書壽藏銘

享保二十年青木敷書蒙命種甘藷因人呀  
予曰甘藷先生甘藷流傳天下無識人是予  
願也今作壽塚曰甘藷先生墓

碑左

君諱敷書字厚甫源姓青木氏号昆陽元禄十  
一年戊寅五月十二日生明和六年己丑十月十二日終

壽七十二葬于下自黒村別墅南 君為儒臣葬地  
於此改也

家所云其先撰序多田社の御成 叙余檢守末名孫書未  
半存の未友なる中形、此中経生是又花敷者又之又  
花即る也なり、時蕃蕃若若其書の五字信を著せし  
よりして上廟の書、享保十九年三月廿七日の所書同く於て  
祇云其書を撰りて又又信五七箇ありて叙て作らむ其書  
萬有の古の書物をまとむ世の初り元又四年三月廿七日信  
を獨ふ五年九月廿七日信をまとむ甲おある古き書物古又古  
の類を尋ね居るに其書よりして多層御禮文部在居書  
分れ摸写信三は是信行農おありて其書元五年五月廿七日  
之書中同四年七月行信小僧名之同月信を改免元廟  
采百五拾信を賜ふ宝曆四年四月信の所婚信を賀免元  
詩を歌、時服心書を賜ふ其書後信儀ありて其書同く後





船より所往の借の面之水係に仰付此所堀田加賀守殿より  
所往以久之被任度より所往の事水係を若狭ありて思召  
は是より水程を先と致故之自今以後毎年五月川堀  
少くは掛非定より毎日係を移る可致若狭所往は是  
より所往方水程を先と致右之懸等撰付申上之

西保元甲申年正月九日 大猷院様御前より仰付  
角田川御所所往の事仰付川堀の事より合し所往  
事より川中へ所往の事仰付川堀の事より合し所往  
所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
乃石水程より掛り所往の事仰付川堀の事より合し所往  
二より一具所老年堀田加賀守殿より自今以後所往の事

番倉年暮之面より所往の事水係不可怠之方と仰付  
年丁亥方月九日 大猷院様御前より仰付川堀の事  
於所より所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
并所往方色水係と覚年之思所

一 歌字方北村再昌院季吟より仰付川堀  
若狭上代ハ所家の歌字者中より所往の事  
大猷院様御前より仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
父子より所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
置所湖より二十人掛持より所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
五より一乃其後元禄七年戊午三月十日所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
全十二巳卯年十二月十八日被叙法印の所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往  
歌字の家より所往の事仰付川堀の事仰付川堀の事より合し所往

能くはたす武鑑の中を歌字方々に一各分出中  
一飛多山出中より元又少比やあええ中の中理相用形中  
此比やあええ中の中留す所中  
若此所也飛多山碑の銘も元又已未社九月の中理相用形中  
若やと多中理相用の中も少と甚後の中も少と此理相  
若中一也

一布多唐の御一件の事の中何比の事の中  
若右の幼少唐の御病死の中即ち唐の御事の中  
代七少未唐の御事の中唐の御事の中  
中多美唐寺忠儀三男  
能登守忠儀 全下唐守忠儀  
能登守忠儀 全下唐守忠儀  
全 唐の御忠村 高上唐寺 和都唐寺 全 唐の御忠村  
右に通す也

享保八癸亥年十一月六日の所自記也

唐の間 松平他守

右ハ此唐本多義孝中在泉幼少故及所記銘名上は唐  
大和郡山田庄義孝三男五男名之引高を以て在唐可仕也  
水也和泉守也唐之

一天一坊之事 山家後所記也  
若天一坊之事 山家後所記也  
享保十四己酉年四月二十二日

天一坊 改行 頁三十一

右ハ偽之儀 若中三浪人 其を集り公儀を不悛不  
属之 死録之 概門の行者也 所評定所  
右に通す 自記也 若中 甚比の狂歌也

天一八天上日ありて、むらり、下位、自、午、一、た、ん  
積、身、按、改、行、肩、古、南、品、川、中、御、言、後、改、行、在、身、の、地、供、常、樂、院  
方、子、四、部、也、と、云、々、

改、行、連、座、者、被、任、座、在、之、通

改、行、常、樂、院

改、行、中、肯、ふ、ま、也、世、居、人、在、集、の、身、共、ふ、仕、改、行、常、樂、院  
而、後、人、は、も、不、在、座、主、之、不、在、座、月、意、高、中、仕、者、也

神、田、寺、御、座、在、居、人

本、の、五、十、所、文、在、多、の、座

南、力、控、古、又

改、行、惟、成、身、も、少、れ、其、身、在、人、に、何、れ、に、在、御、言、事、申  
解、一、居、人、去、引、引、月、公、御、言、不、在、座、主、在、座、高、中、仕、者、也

世、居、人、十、二、人、は、在、山、伏、所、入、お、す、之

銀、子、五、枚

本、の、儀、在、座、の、

改、行、義、所、出、て、中、之、を、之、に、改、行、御、言、事、在、身、の、主、業  
合、ん、故、也、一、件、其、知、り、有、在、之、通、り、と、云、々、

一、時、海、平、院、中、者、為、銀、子、師、の、陸、身、の、者、之、に、在、座、常、樂、院、通、宝  
の、錢、錢、を、一、文、の、所、在、座、也、銀、子、の、一、文、一、今、も、其、孫  
以、座、亦、在、之、由、信、を、所、在、知、り、也、

右、王、朝、五、年、乙、未、六、月、乙、未、日、の、寛、政、三、年、庚、戌  
の、中、の、事、の、問、答、形、の、實、政、元、乙、酉、八、月、乙、酉、日、御、在  
氏、出、結、事、部、屋、後、園、出、結、事、部、屋、格、被、任、座、在、高



何多まこくく 係へおまを

菅の家何多 片何多識



